

遺言書

遺言者 二十一回猛子コト吉田松陰 は、この遺言書で次のとおり遺言する。

一、 松下村塾 門下生一同 に遺贈させる財産

至誠にして動かざる者、未だ之有らざるなり。

付言事項

身たとえ武蔵の野辺に朽ちぬとも留め置きまし大和魂。

十歳で死ぬ者にはその十歳の中に春夏秋冬があり、二十歳には二十歳の四季が、三十歳には三十歳の四季がある。

我が身にも四季があり、花が咲いて実を結んだはずである。

その実が籾殻なのか成熟した粟の実なのかわからないが、同志の中に私の遺志を継いでくれる人があるなら、それは撒かれた種が絶えずに年々実っていくのと同じで、収穫のあった年に恥じない結果になるだろう。

安政六年十月二五日

江戸伝馬町牢内にて

長門国萩松本村（松下村塾内）

吉 田 松 陰 印

※ 引用に用いた文献

日本の100人No.028 吉田松陰

(DEAGOSTINI)